

防整技第7408号  
28.4.1  
一部改正 防整技第18639号  
30.11.30

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部計画部事業計画課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官  
( 公 印 省 略 )

技術検査要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設  
計画官

## 技術検査要領

### (目的)

第1 この要領は、工事（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する工事をいう。以下同じ。）について、品質確保のために行う技術的な検査（以下「技術検査」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

### (技術検査の内容)

第2 技術検査は、技術的な観点から、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえ並びに現場書類の確認及び評価を行うものとする。

### (技術検査の種類)

第3 この通知において、技術検査とは、中間技術検査、既済部分技術検査及び完成技術検査をいう。

### (技術検査を行う者)

第4 技術検査は、原則として監督官（会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第29条の11第1項の補助者をいう。以下同じ。）の職務上の上級者が行うものとし、中間技術検査は、工事担当部署の長（地方防衛局においては事業監理課長）が指定する者が行い、既済部分技術検査及び完成技術検査は、検査官（法第29条の11第2項の補助者をいう。）が行うものとする。

### (中間技術検査の実施)

第5 中間技術検査は、工事の規模、工期等を考慮し適切に行うものとし、原則として工事期間中に1回以上行うものとする。

2 中間技術検査の実施時期は、当該工事の主要工種が不可視となる構造物の埋戻し前、コンクリート打設前や機器設置時の性能・能力確認など、施工上の重要な節目において行うことを原則とする。

3 中間技術検査を実施する場合は、実施回数及び実施する段階を工事特記仕様書に記載する。

なお、検査日は、受注者の意見を踏まえ監督官が決定するものとする。

### (中間技術検査の対象工事)

第6 中間技術検査は、原則として全工事を対象に実施するものとする。ただし、以下に掲げる工事については省略することができる。

(1) 電気、ガス、電話又は水道の引込工事

(2) 単独で契約する既設構造物撤去工事又は仮設物設置工事

- (3) 宿舎一部改修工事
- (4) 住宅用火災警報器設置工事
- (5) 宿舎ガス管改修工事
- (6) 電波障害対策工事
- (7) 小規模工事
- (8) 維持補修に係る工事
- (9) 複数の小規模工事を1件工事として契約する工事

(中間技術検査結果の報告等)

第7 中間技術検査を行った者は、その確認結果を別記様式により、工事担当部署の長（地方防衛局においては事業監理課長及び技術各課（建築課、土木課及び設備課をいう。以下同じ。）の長）まで報告するとともに、施工状況等について改善を要すると判断される事項については、監督官に指示し必要な措置を採らせるものとする。

- 2 監督官は、前項により中間技術検査を行った者から指示を受けた場合は、工事打合せ簿により受注者に対し必要な措置を採らせ、受注者からその措置が終了した旨の報告を受けたときは、その旨を中間技術検査を行った者及び工事担当部署の長（地方防衛局においては事業監理課長及び技術各課の長）まで報告するものとする。

(既済部分技術検査の実施及び結果の報告)

第8 既済部分技術検査は、既済部分検査（法第29条の11第2項の規定による検査をいう。）と同時に行うものとする。

- 2 既済部分技術検査を行った者は、その確認結果を別記様式により、工事担当部署の長（地方防衛局においては事業監理課長及び技術各課の長）まで報告するものとする。

(完成技術検査の実施及び結果の報告)

第9 完成技術検査は、完成検査（法第29条の11第2項の規定による検査をいう。）と同時に行うものとする。

- 2 完成技術検査を行った者は、その確認結果を別記様式により、工事担当部署の長（地方防衛局においては事業監理課長及び技術各課の長）まで報告するものとする。

(工事成績評定)

第10 技術検査を行った者は、工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づき、評定を行うものとする。

〔 完 成  
既済部分 (第 回) 技術検査結果報告書  
中 間 〕

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 請 負 代 金 額	
4 工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
5 受 注 者 氏 名	
6 技 術 検 査 日	平成 年 月 日
7 技 術 検 査 の 結 果	

上記のとおり技術検査の結果について報告します。

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

確認者  
官 職  
氏 名

①

A 4

---

技術検査結果については、別紙としてまとめることができる。